

# 自治体・外郭団体の出展に関する規約

本展は、出展企業の商談を目的とした商談展です。従って自治体が前面に出て、県や産地のPRを目的とした出展はご遠慮いただいております。事業者に出展成果を上げていただくため、商談席を共有する出展方法ではなく、各事業者がそれぞれのブース内で商談ができるよう、単独出展の企業と同様の形態でご出展ください。

(本規約内の「出展社」＝「自治体・商工会・外郭団体」、「事業者」＝「自治体・商工会・外郭団体内の参加企業」の意)

## 本規約の対象

- 都道府県市区町村などの自治体・商工会
- 財団法人、社団法人、公社、公団などの自治体の外郭団体

## 規約

- 各事業者は、商品カテゴリーに該当するゾーンにご出展ください。
- 1事業者あたり、0.5小間(8.1㎡)以上でご出展ください。
- 各事業者は、装飾規定に基づいてブースを施工ください。詳細は別紙を参照ください。
- 各事業者は、全ての資料を英語で準備ください。(中・韓も推奨)
- 各事業者は、ブース内に商談用テーブル・イスを、契約書記載の規定数以上設置ください。
- 英語通訳を常駐させてください。(中・韓も推奨)
- 全出展企業名 および ブース装飾レイアウトを、2021年9月30日(木)までに、事務局にご提出ください。
- 冷蔵庫やパントリー、セミナーなどの自治体・商工会・外郭団体としてのスペースが必要な場合は、各事業者のブースとは別にブースを確保ください。
- 事業者の展示内容によっては、保健所の指導によりブース内に手洗い場を設置しなくてはならない場合がございます。

本規約を順守いただけない場合には、ご出展をお断りする場合がございます。

本規約は、展示小間契約書のご提出時に、合わせてご提出ください。

---

本規約を順守いたします。

また、別紙の自治体・外郭団体の装飾規定の詳細も確認しました。

日付：

自治体・団体名：

所属・役職：

氏名

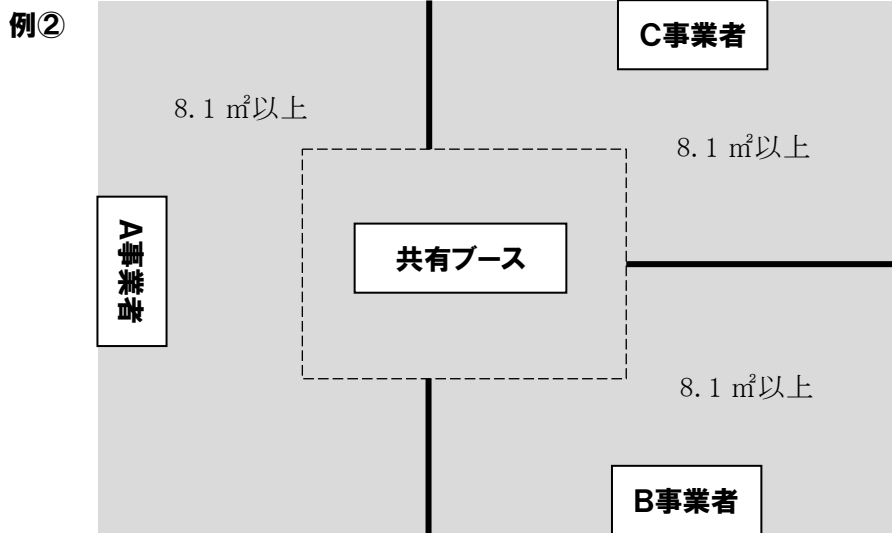
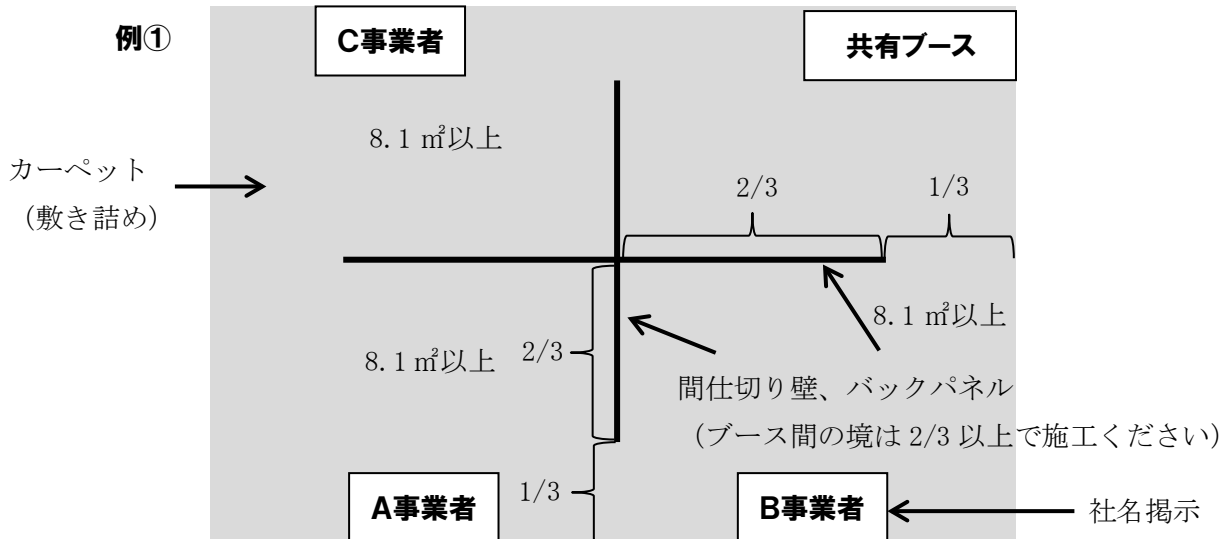
## ● 装飾規定

## ① 必ず施工しなければならない造作

- カーペット（敷き詰め） ●間仕切り壁、バックパネル
- 社名掲示（出展社ならびに共同出展社の社名掲示が必要です。）

※基礎装飾は一切ありません。レンタル装飾をお申込みされていない方は、最低限上記のものをご用意ください。

※ブース4辺が全て通路に面している場合、間仕切り壁、バックパネルは不要です。



## ② 装飾物は、床面から高さ3.6m以下となっております。

- (1)装飾物（看板類、アーチ、バルーン等の浮遊物、光線を使用した装飾、ディスプレイ用の植木等を含む）の高さ制限は床面から3.6m以下とします。  
（ただし、出展製品はこの限りではありません。）
- (2)出展製品自体の高さが3.6mを超える場合は、会場に申請が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

## ③ 通路側へのライトの照射・突出物の取付を行うことは出来ません。

ライト類（社名看板・製品を照らす場合は除く）、看板類（主催者が取付ける小間番号板などは除く）、旗、幟（のぼり）その他装飾物の通路側への照射・突出は一切出来ません。また、小間以外の共用通路部分へカーペットを敷くことも禁止いたします。

**④ 隣接小間との間仕切りは、必ず片面パネルで施工してください。**

隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ2.7m以上、3.6m以下（セットバックなし）の片面パネルで施工してください。なお、高い間仕切りを用いた出展社は、露出した隣接小間との間仕切りの裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙（白）で処理してください。

（高さが隣接小間と異なる場合、隣接小間から1mの範囲内で、隣接する小間側に社名等の文字を入れる事は禁止いたします。）

**⑤ 装飾物を天井から吊り下げることが出来ません。**

ホール内の既存天井から装飾物（バナー・ワイヤー等）を吊り下げることは一切出来ません。

**⑥ 小間内に聴衆のスペースを確保してください。**

自社小間内で、プレゼンテーションを行なう場合、小間から聴衆が溢れ、通路を塞ぐことのないよう予め十分なスペースを小間内に設けるような設計を行ってください。

**⑦ カーペットの養生は両面テープをご使用ください。**

小間内床のカーペットは、すべて弱粘の両面テープで固定させてください。ボンドなど接着剤の使用はできません。

**⑧ 二階建施設を設置することは出来ません。**

小間内に二階建の施設（インフォメーションブース、商談室、控室／休憩所、倉庫等の来場者または、係員が入室する状態の施設）の設置を禁止します。

また、来場者または係員の通行するブリッジ等は設けることができません。

**⑨ 消防施設を隠さないよう十分ご注意ください。**

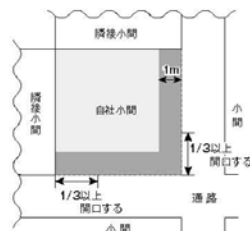
消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル誘導灯などを装飾物で隠さないよう十分ご注意ください。また、その付近にはそれらを使用の際に障害となる出展製品や、装飾物、そのほかの物品を放置しないでください。

なお、消防施設の場所を確認されたい方は、事務局までお問合せください。

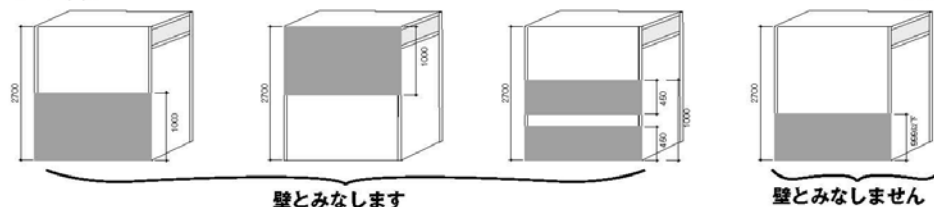
**⑩ 通路から1mの範囲内に造作を施工する場合、間口の1/3以上を開けてください。**

（自社小間と会場壁面の間に他の出展社がない場合、および外周小間の側面はこの限りではありません）

<平面図>



<立面図>



\*床から2.7mの間に、上記の図のように1m以上の造作を施工した場合、1/3以上の開口ではなく壁とみなします。（2.7m以上の部分はこの限りではありません）

**⑪ 天井構造を行う場合は、事前申請が必要です。**

事前の申請がない場合は、千葉市美浜消防署より、現場で取壊しや変更工事等を命じられる場合がございます。天井構造を行う場合は、必ず天井構造申請書をご提出ください。

# 参考ブース

